

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書公開決定及び公文書部分公開決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

請求者は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成17年11月21日付けで、実施機関に対し、「〇〇市（旧〇〇町を含む）内でゴルフ場内及びその周辺を残土等で改変する工事（前駆工事を含む）に関して、本庁及び出先機関が作成もしくは取得した文書の一切（ただし、2004年3月31日以前のもの）」の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、地域県民部土地対策室（現在の都市建築部都市政策課）及び岐阜地域振興局振興課（現在の岐阜振興局振興課）が保有する、特定法人が〇〇市内で経営する特定ゴルフ場の改変工事に関する公文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、平成17年12月16日に、特定法人に対して、特定法人の印影の公開について条例第14条第1項の規定による第三者からの意見聴取を行い、同日公開しても支障を生じない旨の回答を口頭で得た。

実施機関は、平成18年1月4日付け土対第263号及び岐振第1074号で公文書公開決定を、土対第269号及び岐振第1074号の2で公文書部分公開決定（以下これらを「本件処分」という。）を行い、請求者に通知した（公開しようとする公文書及び公開する部分は、別表のとおり。）。

また、特定法人から意見聴取した内容以外の情報の公開について、反対の意思表示があったため、当該法人に対し、当該法人に係る情報を公開することとした旨の通知及び本件処分に対し不服申立てをすることができる旨の教示を、平成18年1月5日付けで岐阜地域振興局より書面にて行った。

3 異議申立て

特定法人（以下「異議申立人」という。）は、本件処分を不服として、平成18年1月18日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

実施機関は、平成18年1月20日付けで、その職権により、本件異議申立てに係る決定をするまでの間、公開の実施を停止することとし、異議申立人及び請求者に通知した。

また、請求者（以下「参加人」という。）より、平成18年2月12日付けで、本件異議申立ての利害関係人として審理手続に参加したい旨の申請があったため、実施機関は、平成18年2月22日付けで参加することを許可した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

残土処分による改変工事の場所（以下「場所情報」という。）について、公開することとした本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、補正書及び意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分により、改変工事の場所が特定されることは、その同一場所で改変工事請負業者が行った産業廃棄物の不法投棄現場が特定されることに繋がり、このため同所に第三者による新たな不法投棄が誘発される可能性があり、これにより捜査機関からの現場保存の要請に応えられなくなるおそれがある。
- (2) 本件処分による場所情報の公開が、周辺住民等に産業廃棄物の不法投棄の検証の機会を与える趣旨であるとの実施機関の主張については異存はない。しかし、当該現場を実施機関職員等が定期的に視察し、工事請負業者を指導していたにも関わらず、当該業者の不法投棄を発見できなかった事実を鑑みると、場所情報の公開により一般人である周辺住民らの監視が強化されたとしても、同所に新たな不法投棄が発生しないとは考えられない。また、現場保存は土地所有者かつ施工主である異議申立人の義務であるとしても、場所情報の公開により本件現場に新たに不法投棄が行われた場合までは責任を負いかねる。

第4 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件事案の概要について

本件対象のゴルフ場改変工事場所及びその周辺地においては、平成3年度より擁壁及び排水に関する指導を行っており、その工事の際には、必要以上の開発行為、農業振興地域内での農地の一時転用や森林の無断開発等が工事請負業者により行われており、実施機関においても「ゴルフ場の環境管理に関する指導要綱（平成2年7月10日公示）」、「岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則（平成12年岐阜県規則第75号）」及び「岐阜県土地開発事業の調整に関する規則（平成12年岐阜県規則第44号）」に基づき、各関係機関の連携のもと、再三指導を行ってきた。

各機関で指導時等に適切な対応を図るため、関係機関連絡会議等を開催し、資料の提供を行い、情報の共有を図っていたことから、各機関で作成・取得した情報はその多くが複数の機関で保有されている。

- (1) ゴルフ場の環境管理に関する指導要綱及び岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則について

ゴルフ場の新規造成に当たっては、「岐阜県土地開発事業の調整に関する規則」の他、都市計画法（昭和43年法律第100号）、森林法（昭和26年法律第249号）などの個別法の規定にのっとり事務を実施しているが、ゴルフ場完成後も引き続きゴルフ場及

びその周辺の安全な環境を保全し、快適な環境を形成する必要があるため、平成2年に「ゴルフ場の環境管理に関する指導要綱」を制定し、ゴルフ場事業者に対して、遵守すべき事項を明記し安全な環境保全に努めることを求めている。

同指導要綱第3条には、事業者が遵守すべき事項として別表が定められており、別表には、農薬の適正使用、排水水等の監視に関する事、災害の防止に関する事、その他ゴルフ場のコース等の改造を行うときはあらかじめ知事と協議し承認を得ることなどが記載されている。これに基づき、ゴルフ場のコース改変に当たってはゴルフ場事業者から県に協議が行われる。具体的には、ゴルフ場事業者から改変協議書が提出され、その内容が知事が定めた基準を満たす場合に承認している。

また、平成12年4月からは同指導要綱を廃止し、「岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則」による指導を行うこととしている。この規則は、これまでの指導要綱で事業者が遵守すべき事項とされていた内容を「知事が望ましいと認める基準」と位置づけ、県がゴルフ場事業者に対して行う指導の基準及び手続を定めたものとなっている。

当該ゴルフ場は、平成3年11月頃に排水処理の不備などの問題が指摘され、平成4年3月及び同年8月には土木部長名で文書による改善指導が行われた。その後、ゴルフ場事業者は改善計画書を提出したが、改善工事の実施には至らないままに、平成8年4月にはゴルフ場の経営者が交替した。改善指導はゴルフ場造成後の指導であり、「ゴルフ場の環境管理に関する指導要綱」に基づくものであることから、当時の地域振興課も加わり、ゴルフ場事業者の指導を行っていくことになったものである。

平成14年4月になって、平成4年3月及び8月の土木部長からの改善指導に基づく改善工事として、ゴルフ場事業者が、森林伐採、作業道開設、盛土などを実施していることを確認した。しかし、たとえ指導に基づく改善工事であってもゴルフ場の改変工事であることに違いはなく、岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則に基づくコース改変の手続等が必要と判断し、ゴルフ場事業者に対し必要な手続をとるよう指導した。その結果、平成14年11月にゴルフ場のコース改変協議が提出され、同年12月に承認された。承認後も、岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則第7条第2項に基づき関係機関の職員によるゴルフ場の環境管理状況の調査を定期的実施していた。

(2) 岐阜県土地開発事業の調整に係る規則について

「岐阜県土地開発事業の調整に関する規則」では、県土の総合的かつ合理的な土地利用を推進し、地域の秩序ある発展を図ることを目的として、事業者及び工事施工者と県との調整に係る手続及び基準を定めている。1ha以上の土地開発工事を行おうとする事業者は、あらかじめ地域振興局長に事業の概要について協議し、県は事業者の協力を前提とする行政指導という手法で土地開発事業の適否を判断するものである。

当該案件については、ゴルフ場の改変工事や産業廃棄物処理施設設置などが1ha以上の改変になった場合に「岐阜県土地開発事業の調整に関する規則」に基づく事前協議等の手続が必要になるため、事業者からの相談等をうけて規則について説明・指導を行っていた。

2 本件対象公文書について

対象となった公文書は、前述の指導の間において各関係部局が取得又は作成した文書であり、異議申立人の経営するゴルフ場のコース改変協議に係る文書、農業振興地域の

指定除外・農地の転用に係る文書及び林地開発に係る文書並びにこれらに関し現地機関等が行った事業者との打合せ・指導内容が記録された文書及び現地調査の復命書等が含まれている。

3 本件処分について

実施機関が本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 条例第6条第1号（個人情報）の該当性について

対象公文書中には、各法人事業者の従業員の名・役職、警察署の警部補以下の職員の職氏名、個人が識別できる写真、盛土工事に関し申立てを行った個人の氏名等が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当するとして非公開とした。

しかし、法人事業者の役員の氏名、県議会議員の職氏名及び登記簿に記載された土地所有者の氏名については、公表が予定されている個人情報であり、本号ただし書イに該当すると判断し、公開とした。

(2) 条例第6条第3号（事業活動情報）の該当性について

異議申立人から提出されたゴルフ場コース改変協議書には、改変の大まかな内容、改変場所の図面、地形図上に描かれた残土の埋立て形状等の情報があるが、これらは計画の概略を示す情報であり、詳細な工程、ノウハウ、資金管理等の事業者の営業秘密となるものではなく、公開しても異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を損なうとは認められないことから、本号に該当せず公開することとした。

異議申立人からの事業の将来計画に係る質問・相談時の資料には、計画の概要及び現場の見取図がある。これらは正式なコース改変協議ではなく、任意で相談を受けたものであるが、その情報の内容は、盛土を主体とした計画で、現況地形に盛土後の縦断面及び横断面を記した外形的にわかる事項が中心であり、これらは計画の概略に過ぎない。以上から、これらの情報を公開しても異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を損なうとは認められないため、本号に該当せず公開とした。

事業者が県の機関に相談等に訪れた際の打合せ記録についても、行政上の手続に関する相談及び回答であり、技術的特殊性がある内容等は含まれていないことから、本号に該当せず、公開とした。

現地機関合同の改変場所の現地調査復命書に記載された異議申立人や工事請負業者らへの指導事項は、県からの行政指導事項であるが、事業者側の対応方針も記載しており、公開しても事業者の不利益にはならないと考える。なお、工事請負業者については、不法投棄をしていたことから、現場での状況は保護する正当な利益に該当しないと判断した。

産業廃棄物最終処分場（安定型）に係る土地開発事前協議申出書は正式な協議ではなく、その前段階で内容確認のために提出されたものであり、事業の概要及び現場の概要図がある。しかし、この計画は既に中断されており、公開しても事業者の競争上の地位その他正当な利益を損なうとは認められない。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立書によると、異議申立人は、「残土処分による改変工事の場所」に関する情報の非公開を求めていると考えられる。当該情報は、ゴルフ場改変工事地内での産

業廃棄物の不適正処理現場の情報でもあり、その場所を明らかにすることにより、異議申立人が行為者でないとしても、異議申立人が施工主として当該地域において社会的評価・信用が損なわれ、今後の事業活動に支障が生じる可能性があることも考えられる。

しかし、本件の不適正処理現場に関しては、県不適正処理対策室（当時）が「〇〇市内のゴルフ場において産業廃棄物の不法投棄が行われた」との情報について記者発表を行っており、既に一部新聞紙面には行為者名を挙げ、行為者の逮捕の記述とともに掲載されている。これは、不適正処理がその現場の周辺住民等の健康や生活上の利益に直接影響を及ぼす危険性があることから、県民に対する行政の説明責任を果たし、その処理状況等に関する情報は周辺住民等が検証できるように広く情報の公開を行う必要があるとの考えから発表されたものである。なお、平成18年2月に警察が実施した当該不法投棄現場の検証の状況は、一部新聞において異議申立人の経営するゴルフ場の名称とともに報道されている。

さらに、通常、不法投棄の場所が判明して住民の監視の目がより強くなれば、常に見られているということが不法投棄をしようとする者に対しての抑止力となり、公開された場所にこれ以上の不法投棄が行われるとは考えがたく、異議申立人が主張するような「別の不法投棄を誘発する」事態が生ずるとは認められないと判断した。

また、異議申立人が主張する「捜査機関からの現場保存の要請に応えられなくなるおそれ」についても、施工主である異議申立人の責任において行うべきものであり、場所を公開することにより現場を保存することが困難になるというような理由は特段認められないと判断した。

よって、異議申立人の施工主・土地所有者としての責任を考えれば、場所を公開することにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められないと判断し、改変工事の場所に関する情報は公開とした。

以上により、非公開事由に該当する部分以外を公開決定及び部分公開決定により公開したとしても、異議申立人の事業活動に何ら支障はなく、本件処分は妥当である。

第5 参加人の主張

参加人が意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

実施機関が、ゴルフ場開発関係文書非公開処分取消訴訟の名古屋高等裁判所判決（平成16年（行コ）第21号）の趣旨に立脚して、本件各情報を公開するとした理由は、至極正当なものである。

第6 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件公文書について

本件対象公文書は、異議申立人が〇〇市内で経営する特定ゴルフ場及びその周辺地において行われた改変工事に関し、実施機関が平成16年3月31日までに作成・取得した公文書である。主な対象公文書として、ゴルフ場コース改変協議に係る文書、改変工事に

係る事業者と県等の機関との打合せ・指導内容が記録された文書、県の関係機関の打合せ記録、現地機関が実施した改変工事現場調査の復命書等がある。

これらの文書は、「ゴルフ場の環境管理に関する指導要綱」、「岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則」等の規定に基づき、県が異議申立人その他の事業者を指導する過程で作成・取得されたものであり、県の関係部署で情報共有のために多くの文書がそれぞれ保管されていたことが確認できる。

本件対象公文書のうち異議申立人が本件処分により公開されることにつき取消しを求めている「場所情報」の内容は、次のものがある。

①改変工事場所を直接的に示す情報

改変工事場所の所在地地番、改変工事場所の位置を示す図面（地図、計画図等）、改変工事現場を撮影した写真

②改変工事場所を間接的に示す情報

県が異議申立人に対し改善を指導したゴルフ場のホール番号、改変工事隣接地の保安林の位置、改変工事隣接地の農地転用申請のあった場所

2 本件処分に係る具体的な判断について

異議申立人は、「残土処分による改変工事の場所に関する情報」を公開することが法人としての競争上の地位その他正当な利益を侵害するとして、場所情報が条例第6条第3号の非公開情報に該当する旨主張していると考えられるので、本件公文書における同条第3号の該当性について、以下のとおり判断する。

(1) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号の趣旨

条例第6条第3号本文は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障する趣旨から、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報については公開しないことを定めたものであり、解釈運用基準によれば、以下の情報をいうとされている。

- ① 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術、営業、販売等に関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの
- ② 経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの
- ③ その他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的評価、信用が損なわれ、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの
なお、法人等の事業活動に関する情報について、事業活動として保護する必要性と公開することによって実現される人の生命、健康、生活又は財産の保護といった公共の利益の保護とを総合的に勘案した上で、公共の利益を優先させる必要がある場合には、その情報は公開しなければならないと定められている。

イ 条例第6条第3号該当性について

異議申立人は、「残土処分による改変工事の場所に関する情報」の非公開を求めている。当該情報は、異議申立人が施工主となったゴルフ場改変工事に関する情報

であり、異議申立人のゴルフ場経営に関わる情報であって、いずれも本号に規定する法人の事業に関する情報と認められる。

しかし、当該情報を公開することにより、残土処分による改変工事を行う場所が特定されたとしても、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を損なうとは認められず、また、異議申立人からもその点については正当な利益を損なうことについての具体的な主張がなされておらず、非公開とする理由は認められない。

一般に、ゴルフ場の改変を行う場合は、森林の伐採や土砂の切り盛りが行われるため、その工事が適正に行われない場合、崩落等災害の発生するおそれもあり、工事内容は周辺住民にとっては重大な関心事であって、事業者側は自ら十分な情報を提供し、理解を得ることも求められるところ、当該工事は、県土木部長（当時）から、ゴルフ場の擁壁崩落のおそれや排水の処理に問題があるとして改善を指導されたことに対応するために行われたものであり、その工事の内容が適正に行われたことを住民が確認するためにも公開する公益性があると認められる。

また、当該工事現場は、工事請負業者による産業廃棄物の不適正処理が行われていた不法投棄現場としての情報でもある。

これについては、その場所を明らかにすることにより、異議申立人が直接の行為者でないとしても、工事請負業者に工事を発注した施工主として社会的評価・信用が損なわれ、今後の事業活動に支障が生じる可能性も考えられる。

しかし、廃棄物の不適正処理に係る情報は、不法投棄が現場周辺住民等の健康や生活上の利益に直接影響を及ぼす危険性があることから、県民に対する行政の説明責任を果たすために公開することの公益性・必要性が大きい情報であり、現に本件の不適正処理現場に関しては、県不適正処理対策室（当時）が「〇〇市内のゴルフ場において産業廃棄物の不法投棄が行われた」との情報を記者発表している。

土地の所有者、占有者及び管理者に対しては、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成11年岐阜県条例第10号）により、土地において廃棄物の不適正処理が行われないよう適正な管理をすることについて努力義務が課せられているものであり（第13条第1項）、さらに、本件不法投棄は、異議申立人から改変工事を受注した工事業者が行っていたものであることから、異議申立人には、土地を管理する者としての責任とともに、工事発注者としての責任も認められるものである。

なお、平成18年2月に岐阜県警が実施した当該不法投棄現場の検証の状況は、一部新聞において異議申立人の経営するゴルフ場の名称及び所在地の大字名とともに報道されており、現時点においては、外形的に判明する事実と併せて、不法投棄現場に係る場所を特定することは容易となっており、公にされている情報であるともいえるものである。

異議申立人は、場所情報の公開により、新たな不法投棄の誘発を危惧する旨の主張をしている。

しかし、通常、不法投棄は人目につかないところで行われるものであり、不法投棄の事実が判明して住民の監視の目がより強くなった場所であれば、常に見られているということが不法投棄をしようとする者に対しての抑止力となるものであり、公開された場所にこれ以上の不法投棄が行われるとは具体的に想定できない。今回

の事案のように警察の捜査が行われている場所であればなおさらである。捜査機関からの現場保存の要請に対しては、本件においては異議申立人が現場への立入禁止をする等の措置をとり、定期的に現場確認を行う等の通常の管理義務を果たすことにより応えるべきものであり、新たな不法投棄が具体的に想定できない状況にあっては、それをもって非公開とする理由にはならない。

以上から、場所情報を公開することにより、異議申立人に何らかの不利益があるとしても、異議申立人の施工主及び土地を管理する者としての責任を考慮すると、それは受忍すべき範囲のものであり、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとまでは認められない。よって、本件場所情報は本号に該当せず、公開とすべきである。

3 その他実施機関の主張

実施機関は、場所情報以外の情報についても縷々主張をしているが、異議申立人は、場所情報が公開されることをもって公開決定等の取消しを求めていることから、場所情報の公開が正当である以上公開決定等の取消しの必要はなく、その他の情報についてはあえて判断をするまでもない。

第7 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成18年1月31日	・ 諮問を受けた。
平成18年2月16日	・ 実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成18年3月7日 (第70回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成18年3月9日	・ 異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成18年3月27日	・ 異議申立人から公開決定等理由説明書に対する意見書を受領した。
平成18年3月28日	・ 実施機関に公開決定等理由説明書に対する意見書を送付した。 ・ 参加人に公開決定等理由説明書及び公開決定等理由説明書に対する意見書を送付した。
平成18年4月21日	・ 参加人より公開決定等理由説明書及び異議申立人の意見書に対する意見書を受領した。 ・ 実施機関に参加人からの意見書を送付した。
平成18年5月15日 (第71回審査会)	・ 実施機関から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	蒲 修	特定非営利活動法人 岐阜県青年のつどい協議会理事長	
	羽田野晴雄	税理士	
会 長	森川 幸江	弁護士	
	山田 洋一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)

別表 公開しようとする公文書及び公開する部分一覧

○土地対策室分

土対第263号による公開決定分

番号	日付	公文書名	公開する部分
1	H13. 07. 13	特定ゴルフ場隣接地における開発計画について	・ゴルフ場隣接地での産業廃棄物最終処分場計画についての相談 ・事業者2名の名刺 ・位置図
2	H14. 06. 25	特定ゴルフ場の改善計画の取扱いについて	・H14. 6～H14. 6までの経過報告（添付書類：H4. 3及びH4. 8に土木部長名で事業者に出されたゴルフ場の防災に関する文書、H8. 5～H14. 4間でのゴルフ場の経緯）
3	H14. 07. 10	特定ゴルフ場改善計画に対する打ち合わせ会議の開催について（通知）	・会議開催通知
4	H14. 07. 25	特定ゴルフ場の改善計画について	・事業者に対する行為中止命令についての検討内容 ・現地調査の実施 ・農林商工事務所を関係機関に加える ・中止命令書の案 ・打ち合わせ会議の記録
5	H14. 12. 12	ゴルフ場コース改変協議の結果について	・コース改変協議の結果 ・事業者に対する承認通知書（事業実施にあたっての留意事項）

土対第269号による部分公開決定分

番号	日付	公文書名	公開する部分
1	H12. 08. 24	特定ゴルフ場に関する打合せ	・町からの説明内容 ・指示事項 ・位置図 ・残土処理の状況写真
2	H14. 07. 17	打ち合わせ会議資料	・事業者の提出した「改修工事説明申請書に対する問題点及びその対応 ・改善計画書提出の経緯（H14. 3～H14. 7） ・ゴルフ場位置図 ・改善計画に対する対応 ・H4. 3及びH4. 8の土木部長名で出されたゴルフ場の防災に関する改善についての文書 ・H13. 12～H14. 12までの事業者と〇〇町の協議結果 ・H14. 6の建設事務所長及び建築事務所長名での「ゴルフ場の防災に関する改善について」 ・改修工事説明申請書についての〇〇町の意見 ・改修工事に関する事業者からの説明申請書（盛土による傾斜角緩和、防災用施設の施工、調整池の施工、位置図、平面図、調整池詳細図、盛土断面図、集水樹・暗渠の配置図・詳細図、擁壁工の安定計算等）
3	H14. 08. 12	特定ゴルフ場の改善について	・事業者等から地域振興局への相談及び報告 ・地域振興局の対応 ・H14. 8の地域振興局、建設事務所、建築事務所、農山村整備事務所から事業者に出されたゴルフ場の形質変更工事の中止についての文書
4	H14. 10. 24	特定ゴルフ場の改善について	・事業者の計画内容についてコンサルタント会社の説明 ・地域振興局の見解 ・治山林道課・土地対策室の意見、残土処理の状況写真及び撮影箇所を示す地図

○岐阜地域振興局振興課分

岐振第1074号による公開決定分

番号	日付	公文書名	公開する部分
1	H14. 06. 13	特定ゴルフ場（〇〇町）の開発について	・H4改善指導の対応が先決で土地開発協議の受理は不可能 ・土地対策室から経緯等調査中との連絡 ・ゴルフ場位置図 ・H4. 8及びH4. 3の土木部長から事業者へ出されたゴルフ場の防災に関する改善の文書 ・H3. 11～H11. 2までの経緯 ・ゴルフ場事業者、経営者の状況と今後の対応 ・ゴルフ場の環境管理に関する規則 ・ゴルフ場のコース改変協議の事務処理についての通知文
2	不明	特定ゴルフ場	・ゴルフ場の概要 ・H8. 5～H14. 4間での経緯
3	H14. 06. 19	報告書 特定ゴルフ場（〇〇町）での林道工事	・現場確認の結果 ・ゴルフ場のコース改変協議が必要な行為が行われている旨の連絡 ・土地対策室に対応を相談し工事中止の指導を指示 ・位置図 ・現場写真 ・平面図

4	H14. 06. 20	特定ゴルフ場に係る関係機関 打ち合わせ会議	・会議結果（出席者発言要旨） ・H3. 11～H11. 2までの経過、ゴルフ場 事業者・経営者の状況と今後の対応 ・H8. 5～H14. 4間での経緯 ・土 木部長から事業者に出されたゴルフ場の防災に関する改善の文書 ・そ れに対する事業者からの改善計画書及びその説明 ・位置図 ・平面図
5	H14. 06. 21	特定ゴルフ場に係る改善計画 の提出説明	・改善計画の提出説明の実施状況の記録（出席者発言要旨） ・H14. 6 の改修工事に関する事業者からの説明申請書（盛土による傾斜角緩和、 防災用施設の施工、調整池の施工、位置図、平面図、調整池詳細図、 盛土断面図、集水桝・暗渠の配置図・詳細図、擁壁工の安定計算等）
6	H14. 07. 10	特定ゴルフ場の改善計画に対 する打ち合わせ会議の開催に ついて（通知）	・開催通知
7	H14. 07. 19	特定ゴルフ場に係る関係機関 打ち合わせ会議	・部局長会議資料抜粋 事業者対応の考え方等 ・関係機関打ち合わせ 結果（出席者発言要旨） ・ゴルフ場の環境管理に関する規則に基づく 指導の案及び事業者へ出す文書の案 ・農地転用の箇所一覧及び聞き取 り事項のメモ ・農地の公図
8	H14. 07. 24	特定ゴルフ場に係る関係機関 打ち合わせ会議	・H4. 3の土木部長から事業者に出されたゴルフ場の防災に関する改善に ついての文書 ・H14. 6の建設事務所長と建築事務所長から事業者に出 されたゴルフ場の防災に関する改善についての文書 ・ゴルフ場位置図 ・盛土計画平面図 ・建設事務所長と建築事務所長から事業者に出す工 事着工の中止に関する文書の案 ・ゴルフ場環境管理指導連絡会議設置 要綱 ・作業同開設行為に対する森林法関係の対応策の案 ・ゴルフ場 の環境管理に関する規則に基づく指導の案及び事業者へ出す文書の案
9	H14. 07. 26	特定ゴルフ場に係る関係機関 打ち合わせ会議	・事業者に出す工事着工中止に関する文書の案 ・盛土計画地周辺の地 形図に地番界を記載した図 ・盛土計画地の平面図 ・農地転用箇所の 詳細地番 ・農地の公図 ・ゴルフ場の環境管理に関する規則（抜粋） ・ゴルフ場環境管理指導連絡会議設置要綱（抜粋） ・地権者から事業 者に出された残土処分による防災工事実施の同意書の様式 ・H14. 6付 けで事業者から出された改修工事説明書に対する意見を事業者に通知す る文書の案
10	H14. 07. 30	報告書 特定ゴルフ場に対す る指導	・事業者来庁時の対応の報告
11	H14. 08. 06	特定ゴルフ場に対する今後の 指導方針（案）	・作業道工事の中止の文書指導と現場確認の実施 ・新たな計画が提出 された場合の対応案 ・事業者に出す工事着工中止の文書の案
12	不明	特定ゴルフ場に係る作業道中 止の現地調査計画	・現地調査実施計画（実施時期、調査機関、確認方法、結果報告の様式）
13	H14. 08. 16	復命書 特定ゴルフ場現地調 査結果報告	・目視による現地の状況 ・現場の写真及び撮影位置図
14	H14. 08. 30	特定ゴルフ場現地調査結果報 告	・目視による現地の状況 ・現場写真及び撮影箇所の位置図 ・業者か らの連絡内容
15	H14. 08. 30	復命書 特定ゴルフ場現地調 査結果報告	・目視による現地の状況 ・現場の写真及び撮影位置図
16	H14. 09. 05	残土処分場に対する規制につ いて	・事業者から残土処分場を作る場合の規制について質問、関係機関への 質問文及びその回答文書
17	H14. 09. 09	残土処分場に対する規制につ いて（その2）	・質問に対する回答を来庁した事業者に伝達 ・位置図（地域森林計画 図） ・回答のためのメモ
18	H14. 09. 11	復命書 特定ゴルフ場に係る 作業道開設工事の現地調査 特定ゴルフ場現地調査結果報 告	・事業者へ一時農地転用の土地の残土に混在する産業廃棄物を分別し適 正処理するよう指導 ・現地の写真及び撮影箇所位置図
19	H14. 09. 12	特定ゴルフ場等土地開発案件 の情報共有について	・土地開発連絡会議メンバーへ会議開催の連絡
20	H14. 09. 18	産廃処分場計画について	・産廃処分業者からの処分場の事前協議書案に対する意見照会 ・関係 機関への意見照会文書 ・産廃業者から提出された事前協議申出書案 （事業概要、位置図、現況平面図、計画平面・断面図、現地地番図）

21	H14. 09. 20	報告書 特定ゴルフ場周辺における残土処分について	・建設会社からゴルフ場改変施工業者等が勧誘している残土処分場への残土処分の可否について問い合わせ
22	H14. 09. 27	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・採石法関連の事情を聴取結果 ・現地写真
23	H14. 09. 27	循環型リサイクル施設安定型最終処分場建設事業について	・産廃処分業者から依頼があった事前協議書に対する意見の取りまとめ（地域振興局振興課、同環境課、農林商工事務所、建設事務所、建築事務所、農山村整備事務所）
24	H14. 10. 02	産廃処分場計画について	・産廃処分業者に事前協議書案に対する意見を返答 ・コンサルタント会社の来庁について日程調整の依頼 ・事前協議書案に対する関係機関からの意見取りまとめ文書
25	H14. 10. 03	特定事業者の産廃処分場計画について	・産廃処分業者及びコンサルタント会社への説明日時及び場所を関係機関へ連絡
26	不明	報告書 特定事業者の産廃処分場計画について	・産廃処分業者及びコンサルタント会社からの相談とその回答
27	H14. 10. 23	報告書 特定ゴルフ場に対するコンサルタント業務について	・ゴルフ場事業者のコンサルタント会社より1期・2期・3期工事計画の概要説明
28	H14. 10. 24	報告書 特定ゴルフ場の今後の残土処分計画案について	・残土処分計画案について県関係機関で協議
29	H14. 11. 15	特定ゴルフ場管理棟西側の谷における土砂置き場の計画書(案)	・ゴルフ場事業者から提出された計画書 ・第1次～3次計画の概要及び必要な手続 ・計画図
30	H14. 11. 15	コース改変協議書	・ゴルフ場事業者から提出された書類 ・改変工事の概要及びその理由 ・位置図 ・現況平面図 ・計画平面及び断面図
31	H14. 11. 15	報告書 特定ゴルフ場のコース改変協議書類の提出について	・ゴルフ場のコンサルタント会社よりコース改変協議及び将来的な計画（1次～3次計画）の書類受理 ・土地対策室への報告状況
32	H14. 11. 19	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者の対応状況 ・現場写真及び撮影箇所位置図
33	H14. 11. 27	ゴルフ場改変協議について(伺い)	・地域振興局長から関係機関及び〇〇町へ意見照会
34	H14. 12. 06	新聞記事	・ゴルフ場事業者に関する記事
35	不明	コース改変協議工事の現地調査計画	・現地調査実施計画（実施時期、調査機関、確認方法、結果報告の様式）
36	H15. 01. 10	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・現地の写真及び撮影箇所位置図
37	H15. 01. 23	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・現地の写真及び撮影箇所位置図
38	H15. 01. 28	報告書 特定ゴルフ場の残土置き場（第3次計画）について	・ゴルフ場のコンサルタント会社より将来計画（3次計画）について問い合わせ
39	H15. 02. 05	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者の対応状況 ・事業者への指導内容 ・現場写真
40	H15. 02. 06	報告書 特定ゴルフ場の残土置き場の将来計画(2次計画)について	・ゴルフ場のコンサルタント会社より2次計画の実施に必要な手続きについて問い合わせ
41	H15. 02. 20	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者の対応状況 ・現地写真及び撮影箇所位置図
42	不明	特定ゴルフ場に係るコース改変協議工事の現地調査計画	・現地調査実施計画（実施時期、調査機関、確認方法、結果報告の様式）
43	H15. 04. 24	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者の対応状況 ・事業者への指導内容 ・現地写真及び撮影箇所位置図
44	H15. 05. 15	新聞記事	・〇〇市議会にゴルフ場跡地協議のための特別委員会設置

45	H15. 05. 23	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者の対応状況 ・事業者への指導内容 ・現地写真及び撮影箇所位置図
46	H15. 06. 18	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者の対応状況 ・事業者への指導内容 ・現地写真
47	H15. 06. 30	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者の対応状況 ・事業者への指導内容 ・現地写真及び撮影箇所位置図
48	H15. 07. 01	特定ゴルフ場に係るコース改変協議工事の現地調査計画	・現地調査実施計画（実施時期、調査機関、確認方法、結果報告の様式）
49	H15. 07. 17	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者の対応状況 ・事業者への指導内容 ・現地写真及び撮影箇所位置図
50	H15. 08. 07	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者の対応状況 ・事業者への指導内容 ・現地写真及び撮影箇所位置図
51	H15. 08. 22	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者の対応状況 ・事業者への指導内容 ・現地写真及び撮影箇所位置図
52	H15. 09. 16	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者の対応状況 ・事業者への指導内容 ・現地写真及び撮影箇所位置図 ・ゴルフ場事業者が地権者に出した要望書に対する回答書とその添付資料（残土処理業者から地権者宛の要望書項目毎の回答書）
53	H15. 10. 01	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者への指導内容 ・現地写真及び撮影箇所位置図
54	H15. 10. 23	特定ゴルフ場に係るコース改変協議工事の現地調査計画	・現地調査実施計画（実施時期、調査機関、確認方法、結果報告の様式）
55	H15. 12. 02	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者への指導内容 ・現地写真及び撮影箇所位置図
56	H15. 12. 24	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・現地写真及び撮影箇所位置図
57	H15. 12. 26	特定ゴルフ場に係る関係機関打ち合わせ会議結果	・〇〇市より2次計画の回答について相談があり県から見解を説明 ・測量図 ・公図の写し ・保安林周辺の地番や堰堤等施設を記載した保安林管理のための地図 ・該当保安林の所有者等の一覧表
58	H16. 01. 16	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・現地写真及び撮影箇所位置図
59	H16. 02. 04	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者の対応状況 ・事業者への指導内容 ・現地写真及び撮影箇所位置図
60	H16. 03. 02	関係機関による現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者の対応状況 ・事業者への指導内容 ・現地写真及び撮影箇所位置図
61	H16. 03. 15	関係機関による現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・現地写真及び撮影箇所位置図

岐振第1074号の2による部分公開決定分

番号	日付	公文書名	公開する部分
1	H14. 06. 25	特定ゴルフ場に係る関係機関打ち合わせ会議結果	・会議の開催日時、出席者名 ・出席者の発言要旨 ・ゴルフ場の防災に関する改善についての依頼文書（案） ・特定ゴルフ場改修工事説明申請書についての〇〇町の意見
2	不明	特定ゴルフ場に係る経緯概要	・H3. 11～H14. 6にかけての経緯 ・H4. 3の土木部長から出されたゴルフ場の防災に関する改善についての依頼文書（依頼内容：擁壁の改善、排水管の流末処理、堆積土砂・流木の処置） ・H4. 8の土木部長から出されたゴルフ場の防災に関する改善についての依頼文書（依頼内容：水路管理者、水利組合との調整、排水設備の改善） ・事業者から提出された改善計画の説明文書（内容：擁壁の改善、排水処理の改善） ・H13. 11～11. 2の経緯 ・ゴルフ場経営会社等の変遷の経緯 ・今後の対応 ・打ち合わせ会議結果 ・H14. 6の工事請負業者による改善計画の提出説明の記録 ・関係機関打ち合わせ会議結果の未定稿 ・H14. 6に事業者から提出された県の指導に対する対応案の説明文書（内容：問題箇所の盛土による改善、防災用の排水計画、調整池計画等）

3	H14. 06. 27	特定ゴルフ場に対する指導について	・ゴルフ場事業者から改善計画に対する要請、・地域振興局回答
4	H14. 07. 01	特定ゴルフ場に対する対応方針（案）	・ゴルフ場事業者の主張 ・〇〇町、県の対応の経緯 ・改善計画に対する県の回答及び今後の指導 ・今後の対応フロー図、・これまでの〇〇町等の対応経緯に対するQ & A ・H13. 12～H14. 6までのゴルフ場事業者等と〇〇町等の対応経緯 ・H13. 12～H14. 2までのゴルフ場事業者等と〇〇町の協議結果
5	H14. 07. 03	特定ゴルフ場に係る経緯概要	・地域振興局から土地対策室への報告 ・H3. 11～H14. 7までの経緯 ・ゴルフ場事業者に対する対応方針 ・H6にゴルフ場事業者から土木部長に提出された改善計画書案 ・H4. 3及びH4. 8の土木部長がゴルフ場事業者に出したゴルフ場の防災に関する改善についての文書 ・H13. 12～H14. 2までのゴルフ場事業者等と〇〇町の協議結果 ・ゴルフ場改修工事説明申請書に対する〇〇町の意見 ・H14. 6にゴルフ場事業者から提出された改修工事説明申請書（盛土の傾斜角緩和、防災用排水施設施工、調整池の設置等） ・建設事務所及び建築事務所からゴルフ場事業者に出されたゴルフ場の防災に関する改善についての文書
6	H14. 07. 17	特定ゴルフ場の改善計画に係る関係機関の打ち合わせ	・ゴルフ場の概要 ・改善計画に関する主な経緯 ・改善計画の問題及び対応 ・H3. 11～H14. 7までの経緯 ・ゴルフ場の位置図 ・ゴルフ場改善計画に対する対応のフロー図 ・建設事務所及び建築事務所からゴルフ場事業者に出されたゴルフ場の防災に関する改善についての文書 ・H4. 3及びH4. 8の土木部長からゴルフ場事業者に出されたゴルフ場の防災に関する改善についての文書 ・H13. 12～H14. 2までのゴルフ場事業者等と〇〇町との協議結果 ・建設事務所及び建築事務所からゴルフ場事業者に出されたゴルフ場の防災に関する改善についての文書 ・ゴルフ場改修工事説明申請書に対する〇〇町の意見 ・H14. 6にゴルフ場事業者から提出された改修工事説明申請書（改修工事の位置図、平面図、盛土断面詳細図、調整池詳細図、集水桝配置図及び詳細図、擁壁工安定計算書）
7	H14. 07. 23	特定ゴルフ場に対する指導	・ゴルフ場事業者等からの改善計画の及び仮設林道工事の中止について質問 ・地域振興局から回答
8	H14. 07. 30	現地調査の復命書	・ゴルフ場に係る作業道工事の現地調査結果（県出席者とゴルフ場事業者等の発言要旨、現地写真、位置図）
9	H14. 08. 08	報告書 特定ゴルフ場に対する指導	・地域振興局長、建設事務所長、建築事務所長、農山村整備事務所長からゴルフ場事業者に出されたゴルフ場の形質変更工事の中止についての文書 ・ゴルフ場の環境管理に関する規則の抜粋 ・H4. 3の土木部長からゴルフ場事業者に出されたゴルフ場の防災に関する改善についての文書 ・H14. 6に建設事務所及び建築事務所からゴルフ場事業者に出されたゴルフ場の防災に関する改善についての文書 ・森林法（抜粋） ・ゴルフ場の作業道開設工事の現地調査結果 ・H14. 6にゴルフ場事業者から提出されたゴルフ場改修工事説明申請書（盛土の傾斜角の緩和、防災用の排水施設施工計画、調整池の設置） ・改修工事の平面図
10	H14. 08. 08	特定事業者に対する文書指導について	・地域振興局からゴルフ場事業者へ配達されたことを証明する郵便物配達証明書 ・配達記録郵便物受領証
11	H14. 08. 08	特定事業者に対する文書指導について	・地域振興局からゴルフ場事業者への口頭指導 ・ゴルフ場事業者が施工業者への文書指導を依頼 ・産廃施設についてのゴルフ場事業者から説明
12	H14. 08. 19	復命書 特定ゴルフ場に係る作業道開設工事の現地調査	・擁壁の視察 ・作業道工事中止の確認 ・一時農地転用の残土の確認
13	H14. 08. 28	特定ゴルフ場内の工事について	・ゴルフ場施工業者に行った指導の経過 ・地域振興局環境課からゴルフ場施工業者に出された立入検査指導票（指導内容：産廃廃棄物の適正処理、廃棄物の撤去及び完了後の報告） ・位置図 ・現地の写真
14	H14. 09. 02	特定ゴルフ場に対するコンサルタント業務について	・コンサルタント会社からのゴルフ場で計画されている工事等の問題点について質問

15	H14. 09. 05	特定ゴルフ場のコンサルタント業者との協議	・コンサルタント会社との協議の発言要旨 ・計画箇所位置図 ・地形図に地番を記入した図 ・計画箇所平面図および横断面図 ・盛土断面詳細図 ・調整池詳細図 ・盛土断面図 ・集水桝平面配置図および詳細図 ・擁壁の安定計算書
16	H14. 09. 17	特定ゴルフ場等に係る関係機関打ち合わせ会議	・現地調査結果報告書 ・現地調査の復命書 ・地域振興局環境課が作成したゴルフ場内での工事における指導の経過をまとめた文書 ・地域振興局環境課からゴルフ場施工業者に出された立入検査指導票 ・位置図 ・現地の写真 ・コンサルタント業者との協議結果 ・ゴルフ場事業者に残土処分場の設置に対する質問への回答
17	H14. 10. 10	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者の対応 ・事業者への指導内容 ・現地写真及び撮影箇所位置図
18	H14. 10. 16	特定ゴルフ場に対するコンサルタント業務について	・コンサルタント会社からの計画に関する検討報告内容の確認依頼
19	H14. 10. 16	特定ゴルフ場に対するコンサルタント業務について	・別のコンサルタント会社からのゴルフ場の開発計画の状況について問い合わせ
20	H14. 10. 24	報告書 特定ゴルフ場について	・ゴルフ場に関する問題について警察署と情報共有の協議記録 ・ゴルフ場改善計画の経緯 ・H3. 11～H14. 7までの経緯 ・土木部長からゴルフ場事業者に出されたゴルフ場の防災に関する改善についての文書 ・H13. 12～H14. 2までのゴルフ場事業者と〇〇町の協議の結果 ・ゴルフ場改修工事説明申請書（盛土の傾斜角度の緩和、防災用の排水施設の計画、調整池の設置、位置図、地番界の記入してある地形図、平面図、盛土断面詳細図、調整池詳細図、集水桝平面配置図及び詳細図、擁壁工の安定計算書） ・建設事務所及び建築事務所からゴルフ場事業者に出されたゴルフ場の防災に関する改善についての文書 ・H14. 8に地域振興局、建設事務所、建築事務所、農山村整備事務所からゴルフ場事業者に出されたゴルフ場に関する形質変更工事の中止についての文書 ・関係者の名刺 ・位置図 ・産業廃棄物処理施設の事前協議申出書案（事業計画概要、位置図、現況図、埋立計画平面図及び断面図、計画地の地番図）
21	H14. 10. 29	特定ゴルフ場防災に関する改善について	・コンサルタント会社から依頼された協議内容記録の確認結果
22	H14. 12. 02	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者の対応 ・事業者への指導内容 ・現地写真及び撮影箇所位置図
23	H14. 12. 12	ゴルフ場改変協議の結果について（伺い）	・ゴルフ場のコース改変協議の結果を事業者及び関係機関に通知した文書 ・ゴルフ場事業者から提出されたコース改変協議に対する〇〇町及び県関係機関の意見書
24	H14. 12. 12	農地一時転用許可後の事業計画変更申請書（写）	・賃借人及び賃貸人の住所氏名押印 ・土地の所在及び面積 ・変更の理由 ・行政書士の住所氏名電話 ・農地転用事業計画変更承認書
25	H15. 03. 07	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者の対応 ・事業者への指導内容 ・現地写真及び撮影箇所位置図
26	H15. 04. 14	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者の対応 ・事業者への指導内容 ・現地写真及び撮影箇所位置図
27	H15. 05. 09	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・産業廃棄物関係で異臭を確認 ・事業者の対応 ・事業者への指導内容 ・現地写真及び撮影箇所位置図
28	H15. 06. 03	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者の対応 ・事業者への指導内容 ・現地写真
29	H15. 07. 17	報告書 特定ゴルフ場残土処理の件	・土地所有者からゴルフ場事業者の残土処分計画に対する要望 ・箇所位置図 ・土地所有者がゴルフ場事業者に提出した残土処分に関する同意書の様式 ・ゴルフ場事業者の民事再生計画案の説明会案内の文書
30	H15. 10. 15	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者の対応 ・事業者への指導内容 ・現地写真及び撮影箇所位置図
31	H15. 11. 12	特定ゴルフ場現地調査結果報告	・目視による現地の状況 ・事業者の対応 ・事業者への指導内容 ・現地写真及び撮影箇所位置図

32	H15. 11. 21	報告書 特定ゴルフ場残土処理の件	・土地所有者からの改変協議 ・残土処理について要望したときの対応記録 ・地域振興局長宛の要望書 ・現況測量図 ・土地利用計画図及び造成計画断面図 ・〇〇市へ提出される事前協議申請書（開発区域、事業概要、土地調書、現況測量図、地番図） ・公図
33	H15. 12. 12	特定ゴルフ場今後の事業計画について	・ゴルフ場の今後の事業計画についての打ち合わせ内容の記録 ・H4. 3に土木部長からゴルフ場事業者に出されたゴルフ場の防災に関する改善についての文書 ・2次計画平面図及び断面図 ・3次計画平面図 ・箇所位置図 ・計画箇所の公図の写しに所有者名を記載した図 ・地形図に地番界を記入した図 ・保安林の解除に係る事前相談の文書 ・公図の写しに所有者名及び保安林の箇所を記載した図
34	H16. 03. 23	特定ゴルフ場に係る関係機関打ち合せ会議結果	・農業振興地域除外手続の進捗状況について ・市道の廃止について ・1次計画及び2次計画の概要 ・H3. 11～H16. 2までの経緯概要 ・H14. 12に地域振興局からゴルフ場事業者に出されたコース改変協議の承認の文書 ・H14. 8に地域振興局長、建設事務所長、建築事務所長、農山村整備事務所長からゴルフ場事業者に出されたゴルフ場に関する形質変更工事の中止についての文書 ・H4. 3及びH4. 8の土木部長からゴルフ場事業者に出されたゴルフ場の防災に関する改善についての文書 ・H14. 6に建設事務所及び建築事務所からゴルフ場事業者に出されたゴルフ場の防災に関する改善についての文書 ・3次計画平面図 ・1次・2次計画平面図 ・造成計画断面図
35	H16. 03. 31	報告書 特定ゴルフ場残土処理の件	・土地所有者から残土処分の2次計画に関する問い合わせとその対応